

Let's have a break!

国際特別委員会

仮想通貨の国外転出時課税と所得税について

4月2日に仮想通貨の一つであるビットコインの価格が急上昇しました。そこで今回は仮想通貨と国外転出時課税の関係についてお伝えしたいと思います。国外転出時課税については2月号をご覧ください。

国外転出時課税の対象となる財産は所得税法に規定する有価証券、匿名契約組合出資金、未決済デリバティブ取引などのみなし決済損益となっています。ここで仮想通貨については所得税法上の有価証券のなかに該当部分がありません。このため現行法上は仮想通貨に関しては国外転出時課税の適用外となります。

国外転出時課税の対象者とはなりません、転出後に仮想通貨を譲渡した場合はどういう扱いになるのでしょうか？仮想通貨を所有している日本

人が外国に転出し非居住者に該当した場合、仮想通貨の譲渡益が国外源泉所得に該当すれば日本において非課税になります。

しかし以下の点については注意が必要です。

- ①非居住者かどうかは仕事の状況、保有資産の状況、家族の状況、居住場所の状況などを総合勘案したうえで事実認定により判断されること。
- ②仮想通貨の譲渡による所得が国内源泉所得に該当する場合は非居住者であっても課税対象となること。

そして仮想通貨は国外転出時課税に取り込む方向で検討されるなど最新の税務上の取り扱いを意識することも重要です。

(国際特別委員会副委員長 田中康治)